

平成22年6月25日

各 位

会 社 名 ヤマハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 梅村 充
(コード番号 7951 東証第1部)
問合せ先 執行役員広報部長 三木 渡
(TEL. 03 - 5488 - 6601)

新株予約権の発行登録の取下げ及び 新株予約権に係る新たな発行登録に関するお知らせ

当社は、本日開催の第186期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」が承認されたことに基づき、平成22年6月28日付で、平成21年8月5日付新株予約権の発行登録を取下げ、改めて同日付で下記のとおり新株予約権の発行登録書を関東財務局に提出しますのでお知らせいたします。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 募集有価証券の種類 | 新株予約権証券 |
| 2. 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(平成22年7月6日 ~ 平成24年7月5日) |
| 3. 募集方法 | 新株予約権の無償割当て |
| 4. 発行予定額 | 197百万円
(上記は新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を合算した金額の発行登録時の見込み額です。新株予約権の行使に際して出資される財産の当社1株当たりの価額を1円として算定した金額であります。) |

当社は、上記のとおり総会決議に基づき「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）しております。本発行登録は、本プランの発動に際して、機動的な新株予約権の無償割当てを可能とするためのものです。

なお、本プランの内容につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照下さい。

平成22年4月28日付プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」

当社ホームページ：<http://www.yamaha.co.jp/>

以 上